



令和元年度 スポーツエール カンパニー 募集

従業員の健康増進の為にスポーツ活動に対する支援や促進に向けた取組をする企業を応援します！

募集期間 2019年7月22日（月）～10月21日（月）

スポーツエールカンパニーとして認定された企業はスポーツ庁HP等で公表され、認定証及び認定マーク等を交付されます。

平成30年度認定企業の取組の例



株式会社ローソン（東京都品川区）

ローソン「元気チャレンジ！」の一環として歩数チャレンジを実施。3～5名のチームが励まし競い合える機会を作るとともに、スニーカー通勤・勤務を推奨。全国8地区でソフトバレー大会を開催し、多くの社員が参加。



サイショウ.エクスプレス株式会社（東京都江東区）

ドライバー向けのヨガメニューの紹介（トラック運転席でもできるヨガのポーズと姿勢を座学・実践で学ぶ）や、SAISHO SOCO YOGA（倉庫の空きスペースを活用してヨガスタジオを作り、勤務時間中の待機時間に実施）などを実施。



ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社（東京都港区）

運動機会の創出、習慣化と働き方改革における残業時間削減の同時達成のため、週1回定時前退社し、その時間を運動に充てることを許可する制度を実施。3ヵ月ごとに目標設定とレビューを実施し、個人の健康課題改善を促進。



株式会社両備システムソリューションズ（岡山県岡山市）

全従業員でのラジオ体操とおふいえく（簡易エクササイズ）を実施。

「肩こり解消」の簡易手順書のリフレッシュコーナーへの掲示、社員提案によるバランスボールでのデスクワークの導入などオフィス環境を改善。

「スポーツエールカンパニー」認定制度

- スポーツ庁では、運動不足である「働き盛り世代」のスポーツの実施を促進し、スポーツに対する社会的機運の醸成を図ることを目的として、従業員の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「**スポーツエールカンパニー**」（英語名称：Sports Yell Company）として認定しています。
- 令和元年度認定企業の申請を、10月21日（月）まで受付中です。

【申請対象】

本制度における「企業」とは、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人等を含むものとします。なお、国内に本社又は事業所が所在することが条件となります。

【申請について】

所定の様式について、必要事項を記入し、申請を行っていただきます。なお、本制度は、東京都が実施する「東京都スポーツ推進企業認定制度」と連動して実施します。したがって、東京都内に事業所が所在する企業は、東京都の認定制度への申請が本制度への申請を兼ねる形となりますのでご注意ください。

【認定要件】

本制度に申請を行い、「スポーツエールカンパニー」として認定されるためには、従業員が行うスポーツ活動に対する支援や促進に向けた取組を実施している企業であり、その取組及び企業が以下の（１）～（６）をすべて満たす必要があります。

- （１）特定の従業員にとどまらず、企業、事業所等全体で推進している取組であること
 - （２）経営者の理解を得て、企業、事業所等内部の取組が明確化されていること
 - （３）取組が企業、事業所等内部において周知されており、取組実績があること
 - （４）実施内容、導入手順、運用方法等の公表が可能であること
 - （５）労働関係法令等が遵守されていること
 - （６）暴力団及び代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいないこと
- なお、財務状況の極度の悪化、金融商品取引法等における重大な法令違反、役職員による犯罪行為等、社会通念上、認定にふさわしくない企業であると判断された場合は、（１）～（６）の条件を満たしていても、認定を受けられない場合があります。

想定される取組としては、以下のような例が挙げられます。

- ・朝や就業中の体操・ストレッチ時間の設定など従業員への運動機会の提供
- ・階段利用の推進や徒歩通勤、自転車通勤の推奨など通勤時の奨励策
- ・スタンディングミーティング、スタンディングワークの実施
- ・終業後、休日などの地域のスポーツイベントや企業運動会への参加
- ・その他、従業員自身のスポーツ活動実践に資する取組

（注意事項）

スポーツエールカンパニーの認定は、従業員自身のスポーツ活動実践に資する取組が対象となります。従業員のスポーツ観戦を支援する取組や、スポーツ団体やアスリート大会を支援している等の取組については対象となりませんので、御注意ください。

※ 東京都が認定する「東京都スポーツ推進企業」の（１）応募取組例のうち「ア. スポーツの実践」を推進している企業で「雇用したアスリートや企業スポーツの大会応援ツアーの実施」のみを実践している企業及び「イ. スポーツの支援」のみを推進している企業については本制度の認定対象とはなりません。

* 申請先等、その他の詳細につきましては、以下のHPでご確認ください。
http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/boshu/detail/1419327.htm